

[新宿区ホーム](#) > [くらし](#) > [出産・子ども・教育](#) > [幼稚園・学校・教育施設](#) > [小学校・中学校・特別支援学校](#) > [学校保健](#) > [新宿区立学校における新型コロナウイルス感染予防について](#)

Tweet

いいね! 0

新宿区立学校における新型コロナウイルス感染予防について

最終更新日：2022年6月9日

新型コロナウイルス感染症に関する最新の情報は、文部科学省のホームページをご確認ください。

★学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2022.4.1 Ver.8) (PDF:4673KB)PDF (新規ウインドウ表示)

★学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2022.4.1 Ver.8)別添資料 (PDF:13845KB) PDF (新規ウインドウ表示)

新宿区では、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」等に基づき、コロナウイルス感染予防対策を下記のとおり実施し、お子様が安全・安心に学校生活を送ることができるよう配慮しております。また、各ご家庭やお子様が互いにより安心して登校できるように、ご家庭での留意事項についてもまとめましたので、参考にしてください。なお、本方針は6月9日現在のものであり、今後の国・東京都の方針や地域の感染状況等を踏まえ、急遽対応が変更となる場合があります。

第一 学校での対応

1 登校時の感染対策

- (1) 児童・生徒が校舎に入る前にご家庭での検温結果及び健康状態を教職員が確認し確認できない場合は、学校で検温等を実施します。
- (2) 平熱よりも高い発熱等の風邪の症状がみられる場合又は咳や倦怠感等の体調が悪い場合はご家庭へ連絡し、学校へ迎えに来ることを依頼します。保護者の方が来校するまでは他の児童・生徒と接することがないように当該児童・生徒には別室で待機してもらいます。
- (3) (2) の場合は、欠席扱いとせず出席停止の措置を取ります。

2 学校生活上の感染対策

- (1) マスクの着用について
 - [1]学校での教育活動について
 - ・屋内での授業等においては、引き続きマスクの着用を基本とします。なお、体育の授業や屋外において、会話をほとんど行わない場合においては、マスクの着用は必要ないことから、マスクの一律の着用は求めません。
 - [2]児童・生徒の登下校について
 - ・児童・生徒の登下校時のマスク着用については、他者と十分な身体的距離を確保できる場合や、会話をほとんど行わない場合においては必要ありません。なお、登下校の状況は個々の児童・生徒によって異なることから、一律の対応をお願いするものではありません。
 - [3]幼稚園について
 - ・幼児については、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、マスクの一律の着用は求めません。
 - [4]その他
 - ・マスクを忘れてきた場合やマスクを汚してしまった場合は、学校にある予備のマスクを配付します。
 - ・各校において、熱中症対策の観点から、自分でマスクを外してよいか判断が難しい年齢の児童へは、マスクを外すよう学校から促す場合もありますのでご了承ください。また、個々の児童・生徒等の事情に応じた配慮が必要な場合は、各校・園で保護者とご相談の上、対応しますので、各校・園へご相談くださいますようお願いいたします。
 - ・各校・園では、マスク着用の有無により差別や偏見が生じることのないよう、引き続き人権

日本語

【マスク着用に関する周知ポスター】



新宿区立●●●●●学校

(2) 感染対策の具体的な取組

- [1]外から教室に入るとき、給食の前後、掃除やトイレの後等には30秒程度かけて水と石けんで手を丁寧に洗うように指導します。
- [2]流水での手洗いができない場合は、手指用の消毒液を使用するよう指導します。
- [3]密閉空間、密集場所、密接場面が発生しないように換気や席の配置に配慮するとともに、児童・生徒の間隔を可能な限り2m（最低1m）空けるように指導します。
- [4]特に多くの児童・生徒が手を触れる箇所（ドアの開閉時に触れる箇所、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清拭します。

3 学校において感染者等が発生した場合の対応

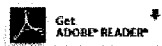
- (1) 児童・生徒の感染が判明した場合又は児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、欠席扱いとはせずに出席停止の措置を取ります。
- (2) 濃厚接触者である児童・生徒に対する出席停止の期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して7日間です。※薬事承認された「抗原定性検査キット」により4日目と5日目に自費検査を行い、陰性が確認された場合には、5日目から出席させることが可能となります。
- (3) 児童・生徒が感染する場合、家庭内感染が多いため、ご家族の感染が判明した場合やご家族が濃厚接触者に特定された場合は、学校へ連絡をいただきます。
- (4) 児童・生徒や教職員の感染が判明した場合は、当該感染者が活動した範囲の物品を消毒し、二次感染を防止します。
- (5) 児童・生徒に発熱等の風邪症状が発生した場合には、症状がなくなるまでは自宅での休養を指導します。この場合においては、欠席扱いとはせずに出席停止の措置を取ります。
- (6) 児童・生徒又は教職員の感染が確認された場合は、まず学校と教育委員会で調査を行い、保健所と協議し、感染拡大の状況等を踏まえ、教育委員会が学級（学年）閉鎖の実施可否を判断するとともに、保健所が必要と判断した場合は、特定した濃厚接触者に対しPCR検査及び健康観察を実施することにより、教育活動を継続しながら効果的に学校（園）における感染拡大防止を図っていきます。
- (7) 臨時休業を実施した場合は、学校全部の臨時休業にあつては全児童・生徒に対し、学校の一部の臨時休業にあつては対象学級の児童・生徒に対し、欠席扱いとはせずに出席停止の措置を取ります。

第二 ご家族での対応

日本語

1 留意事項

- (1) 毎日検温と健康観察（咳、体のだるさ、息苦しさの有無）を実施し、結果を健康管理票に記入して学校へ毎日提出してください。
- (2) 発熱や咳、体のだるさ、息苦しさ等風邪の症状がある場合には登校を自粛してください。この場合においては、欠席扱いとはせずに出席停止の措置を取ります。
- (3) ご家族に発熱や咳等の症状がある場合には、気になることとして健康管理票の所定の欄にご記入ください。
- (4) 同居する親族に風邪症状が見られた場合は、PCR検査等を受ける前であっても登校・登園は控えてください。
- なお、同居する親族が新型コロナウイルス感染症の感染者との接触も無く、健康な状態であるにもかかわらず会社等の要請でPCR検査等を受ける場合については、園児・児童・生徒に登校（園）自粛は求めません。
- (5) 清潔なハンカチ・ティッシュ及びマスクを置く際の清潔なビニールや布等を持参してください。
- (6) 手指消毒用のアルコール等を使用できない場合は、学級担任へお申し出ください。流水での手洗いを指導いたします。
- (7) 学校では、免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」について指導しますので、ご家庭でのご協力をお願いします。
- (8) 水道の蛇口、冷水機等での飲料時の感染防止のため、ご家庭から水筒を持参するようにしてください。
- (9) コロナウイルス感染予防対策のため、不要不急の外出はできるだけ控えるようお願いいたします。



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe® Reader® が必要です。
 Adobe Readerをお持ちでない方は、アドビ社のサイトよりダウンロードしてください。
[Adobe Reader ダウンロードページ（新規ウィンドウ表示）](#)

本ページに関するお問い合わせ

新宿区教育委員会事務局-学校運営課
 学校運営課保健給食係
 TEL:03-5273-3098 FAX:03-5273-3580

本ページに関するご意見をお聞かせください

本ページの情報は役に立ちましたか？以下の選択肢であてはまるものにチェックを入れてください。

役に立った 役に立たなかった どちらでもない

本ページは見つけやすかったですか？以下の選択肢であてはまるものにチェックを入れてください。

見つけやすかった 見つけにくかった どちらでもない

[確認画面へ](#)

区政についてのご意見・ご質問は、[ご意見フォーム](#)へ。

日本語